

# 子どものけんりニュース

第19号

2008.6.23 発行

札幌市は、平成20年第2回定例市議会に、「札幌市子どもの権利に関する条例案」を提出しました。今号では、市議会での議論の結果や、条例制定に対して寄せられた陳情についてお知らせします。

5月22日～6月11日まで開かれた市議会では、本会議の代表質問や文教委員会などで、条例案と、条例制定に対する720件の陳情について審議が行われました。その結果、慎重な議論が必要であるとして条例案は継続審査となりましたが、これからも、条例の制定に向け子どもの権利について多くの市民の理解が得られるように取組を進めていきます。



## 条例案の概要と意義について

条例案には、子どもにとって大切な権利や、これを保障するための大人の役割、子どもを権利の侵害から救済するための新しい機関の設置など、子どもの権利を保障するための理念や仕組みを定めています。

市長は、代表質問で条例制定の意義を問われ「子どもが自分で考え判断し、自立した社会性のある大人へと育つための環境を整えることや、権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに対して、適切な解決を図るための環境を整えることが大切である。この条例に基づき、市民と市が一体となって、子どもを大切にできる社会の実現を目指していきたい。」と答えました。



## 条例制定に対する陳情について

条例制定に対し、反対424件、条文の一部削除を求めたもの1件、賛成295件、合計720件の陳情がありました。

6月2日の文教委員会では、陳情者のうち17人が趣旨を説明しました。その中には、「条例案では子どもの権利だけが強調されており、権利の濫用によって混乱が起きるのではないか」、「大人が子どもの権利を悪用する恐れがあるので、一部の条文を削除するべきではないか」、「子どもが生まれながらに持っている権利を大人が理解し、守り、大切にすることが重要」など、様々な意見がありました。



## 条例案に対する主な質問～その1～

条例案に対する市議会での主な質問と、それに対する札幌市の回答を紹介いたします。

**質問** 条例が原因で、家庭のしつけや、学校教育に問題が起きないか心配する声もあるが、これをどう考えるか？

**回答** 条例は、日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」で認められている以上の権利を、新たに定めるものではない。この条例は、条例の趣旨を札幌市の実情に合わせ実現する指針となるものであり、大人が子どもに指導や助言を行うなど、条約を正しく実践することにより、それらの心配はなくなると考えている。



## 条例案に対する主な質問～その2～

**質問** 権利を強調する条例を制定することにより、子どもが権利を濫用する不安はないか？

**回答** この条例は、子どもが生まれながらに持つ基本的人権を保障するものである。むしろ、子どもがこれらの権利を正しく学び、様々な経験をすることにより、道徳や倫理、規範意識を身につけることにつながると考えている。

**質問** 条例によって子ども主体のまちづくりがどのように進められていくのか？

**回答** 子どもの参加や、子どもへの分かりやすい情報提供など、条例案に定める取組を積極的に進めたいと考えている。



右記のホームページでは、条例案や、子どもの権利条約の内容を詳しくご紹介していますので、ぜひご覧ください。

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通「センタービル」1号館3階  
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課  
電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943  
Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp  
ホームページ http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/



さっぽろ市  
05-G01 08-274  
20-3-93